

# 企画競争説明書

業務名称：全世界農業及び保健分野におけるイノベーティブな  
金融包摂アプローチに係る研究

案件番号：19a00483

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年9月4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年9月4日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界農業及び保健分野におけるイノベティブな金融包摂アプローチに係る研究
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年11月～2020年3月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第1課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プ

ロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし

ます。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁

統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年9月11日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年9月17日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年9月20日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

該当なし

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

該当なし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) US\$ 1 =108.692 円

b) EUR 1 =121.102 円

※（委員会用メモ）これは8月レートで、公示までに9月レートが出たら差し替えます。

5) その他留意事項（以下、例）

該当なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 金融包摂／農業
- b) 金融包摂／保健・医療

※いずれかを業務主任者とすること

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.30 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年10月11日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 2) 公表する情報
    - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
  - 3) 情報の提供方法  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表  
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲

載され一般に公表されます。

## 1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験  
注) 類似業務：金融包摂に係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
  - 1) 業務実施の基本方針
  - 2) 業務実施の方法
    - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
  - 3) 作業計画
  - 4) 要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・品質監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
  - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 業務管理体制の選択  
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
  - 2) 評価対象業務従事者の経歴  
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
    - 金融包摂／農業
    - 金融包摂／保健・医療※いずれかを業務主任者とする事  
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。  
【業務従事者：金融包摂／農業】
    - a) 類似業務経験の分野：金融包摂に係る各種業務
    - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
    - c) 語学能力：英語
    - d) 業務主任者等としての経験（業務主任者となる場合）
    - e) 農業分野の経験を有することが望ましい。また、JICA 能力強化研修「金融包摂」の受講経験があることが望ましい。【業務従事者：金融包摂／保健・医療】
    - a) 類似業務経験の分野：金融包摂に係る各種業務
    - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
    - c) 語学能力：英語
    - d) 業務主任者等としての経験（業務主任者となる場合）
    - e) 保健・医療分野の経験を有することが望ましい。また、JICA 能力強化研修「金融包摂」の受講経験があることが望ましい。

### 2 プロポーザル作成上の条件

- (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他	-
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)
	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／金融包摂1／農業または保健・医療</u>	(34)
ア) 類似業務の経験	13
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3
ウ) 語学力	6
エ) 業務主任者等としての経験	7
オ) その他学位、資格等	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>金融包摂2／農業または保健・医療</u>	(16)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3

## 1. 業務の背景

2015年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針として、17のゴールを設定している。このうち、貧困撲滅（ゴール1）、飢餓撲滅（ゴール2）等は、重要な開発課題の根源的な解決を目指すものである。また、17の各ゴールは、それ自体が達成すべきものであると同時に、他のゴール達成における重要な手段であるとされる。そして、相互に関連した課題に効果的に取り組むために、「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」ことが目標の一つとなっている（ゴール17）

金融包摂とは、「全ての人々が、適切な価格で簡便に、また尊厳を持って質の良い金融サービスにアクセスし、利用が促進されること」を意味し、金融サービスへのアクセスは、貧困層の様々なリスクへの対処を助け、機会への投資を可能にすることで生計を向上し、資産の安全な管理を促進することから、SDGsのゴール1「貧困撲滅」における主要指標として明記されている。

また、貧困層のニーズに合った預金・融資・保険等の金融サービスは、肥料や種子、農機具などの農業インプットへの投資を可能にし、農家の作物収量増加に貢献し、突発的に起こる病気やケガ等による損失からの立ち直りを促進できるため、金融包摂は、ゴール1であると同時に、ゴール2「飢餓をなくす」やゴール3「すべての人に健康と福祉を」を始めとした、SDGsの他の7つのゴールを達成するうえで重要な手段（Enabler）としても位置付けられている。

SDGsにおけるEnablerとしての金融包摂の位置づけは、JICAが実施するセクター別の協力枠組みにおいても、金融包摂の視点を取り入れることが有益になりうることを示唆している。近年、JICAにおいて、セクター間の連携は徐々に進展しているが、貧困層・世帯の家計管理の観点及び金融サービス利用の視点を取組んだ事例は少ない。

こうした背景より、本プロジェクト研究では、農業及び保健・医療セクターにおけるEnablerとしての金融包摂の役割に焦点を当て、同セクターにおける金融包摂の役割を明らかにしたうえで、具体的なJICA事業の受益者である貧困層・世帯の家計を調査し、金融コンポーネントの組み込みのシナリオを提示する。また、両セクターの案件計画段階における、調査の設計・工程をガイドラインとして取りまとめ、以後JICAの関連案件を実施する際の参照資料を作成する。

## 2. 業務の目的

本業務は、機構の農業及び保健・医療セクターにおける、貧困層を含む受益層・世帯の受益者調査により、受益者視点の課題の再把握を行ったうえで、イノベティブな金融サービスを含む金融包摂のアプローチが両セクターの課題解決へ貢献する可能性とそれらアプローチを両セクターの事業へ組み込んでいく手法を提示する。また、両セクターの案件計画時に利用可能な金融包摂視点組み込みにかかる検討事項・調査手法をガイドラインとして取りまとめることを目的とする。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 本業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 4. 実施方針及び留意事項

##### (1) 農業、保健・医療における金融包摂の視点の整理

本業務では、従来農業・保健・医療セクターの事業においてあまり検討されてこなかったイノベティブな民間企業の金融サービスや、金融包摂の視点を取り入れることが、それぞれのセクターの課題解決やプロジェクトの持続性の向上に資する点を示すことを目的としている。

農業セクターにおいては、作物生産、家畜飼育にかかる改良技術の提供、肥料・種子等の農業インプットの改良やマーケティング能力の強化に取り組む事業が多い。金融包摂視点に立つと、習得した技術を活用するための資材や改良された農業インプットの購入にあたっては、貯蓄や融資の活用によりそれら資材へのアクセスを担保することができる。また、天候や収穫等のリスクに備えるうえでは、農業保険、天候インデックス保険などの金融商品へのアクセスも重要となる。

保健・医療セクターにおいては、世界では毎年1億5千万人が医療費負担による家計破綻を経験し、1億人が医療費負担を契機として貧困化している実態がある。JICAの保健・医療セクタープロジェクトは「すべての人々が、十分な質の保健医療サービスを、必要な時に、負担可能な費用で受けられる」ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指しているが、医療に関わる費用には、公的な社会保険制度でカバーしきれない交通費、入院に必要な経費、病気時の所得機会の損失等が含まれる。金融包摂の視点に立つと、民間の金融機関等が提供する緊急時融資、医療目的積立預金、医療保険等は、貧困層の医療費の負担を軽減し、医療へのアクセスを高めることができる。また、近年、金融サービスはデジタル化により多くの人々が利用できるようになっているが、医療費支払いのデジタル化は、医療サービスの提供コストを低減し、効率的な保健・医療システムの構築に貢献しうる。

このような観点を踏まえ、調査においては、金融包摂の視点が具体的にどのようにEnablerとなりえるかにつき、調査・整理を行うこと。

##### (1) The Consultative Group to Assist the Poor (CGAP)の先行リサーチ結果及びガイドラインの参照

農業及び保健・医療分野におけるEnablerとして金融包摂の視点については、CGAP<sup>1</sup>の先行リサーチ(参考資料内に一部掲載)を参照すること。

受益者調査の実施においてはCGAPが作成するCustomer Centricity Guidelineを参照し、Customer Experience Toolkit, Customer Segmentation Toolkit, Voice of the Customer Toolkit等の活用も検討した上で、受益者の生活実態や課題を効率的・効果的に把握すること。

##### (2) (生活者としての) 受益者の視点を重視した調査の実施

本業務では、現地調査において、受益者調査を通じて貧困層の課題・ニーズの把握を行う。受益者・世帯の生活の実態、収入源となるビジネスの現状、医療費や子供の教育費等様々な家計の負担要因等、生活者としての貧困層を取り巻く状況や対処の現状を受益者目線で把握すること。なお、受益者の行動や状況は現地の社会構造や文化にも大きく規定されるところ、こうした現地の特殊性にも留意のこと。

---

<sup>1</sup> CGAPは、途上国の貧困層への金融アクセスの確保を目指して1995年に世界銀行内に設立された研究・政策提言機関であり、日本政府を含む約30の政府・援助機関及び民間財団がメンバーとして参加している。

### (3) 受益者調査における生活の視点及びジェンダー視点の組み込み

各セクターの受益者は、単にセクター視点から見える農民あるいは保健医療サービスの利用者であるのみならず、生活者として、「生産」、「再生産（家事・育児、介護等）」、「コミュニティ」の三領域の多様な活動に同時に従事しており、場合によっては、セクター外の要素がセクター課題解決の鍵ともなり得る。よって、セクター課題を中心としながらも、上記三領域の活動や金融サービスのニーズの関連性も視野に入れた調査の計画・実施、提言を検討すること。

また、それら三領域における役割や活動内容および関与度はジェンダーによって異なることを念頭に、男女の責任・関わりの差異、金融アクセスの差異についても調査において確認し、ジェンダー平等を推進するアプローチを含めて検討すること。

### (4) 公的・民間双方を捉えた金融包摂コンポーネントの検討

受益者・世帯のニーズを満たす金融サービスやその他のサービスは、民間企業により提供されていることが多い。そのため、民間銀行、マイクロファイナンス機関、モバイルネットワークオペレーター等、民間金融機関の提供するサービスの案件での活用、また、こうした民間機関と案件の実施機関である公的セクターの連携を視野に入れること。また、近年の金融包摂の進展にモバイルバンキングの普及やFintech企業が大きく貢献したことを踏まえ、Agri-tech, Health-tech等個別案件分野における先進的な解決策を提供する民間企業の役割にも十分留意する。なお、現地の民間セクターとは、既存の協力準備調査（BOPビジネス連携促進）等が対象にするような日本の大中企業ではなく、途上国の（社会的）企業を想定している。

また、近年、貧困層や女性の預金ニーズ対応機能が見直されつつあるインフォーマルなコミュニティ組織や貯蓄信用グループ（ROSCA：Rotating Saving and Credit Association）が存在している場合には、それらの状況や機能程度を把握し、場合によってはそれらとフォーマルな金融機関（デジタルサービス提供社含む）をつなぐ可能性についても検討すること。

### (5) 調査対象案件

本業務では、業務開始までに調査対象国及び調査対象プロジェクトを設定する。現時点での候補は以下のとおりである。

#### ① ミャンマーにおける農業分野の個別プロジェクト

ミャンマーにおいては、2019年度末以降に開始予定の技術協力プロジェクトを選定し、案件の具体的なコンテキスト、想定される受益者における金融包摂の視点の検討を行う。現時点で想定している案件は以下2件である。

案件名：園芸作物の安全向上によるバリューチェーン構築プロジェクト

案件形体：技術協力プロジェクト

実施国：ミャンマー

事業スケジュール：2020年3月～2024年2月

案件概要：ミャンマーの小規模園芸農家が、市場の需要に応えられる質の高い園芸農作物を生産、加工、流通、マーケティングするための技術指導を行いつつ、農業に係る関係政府の体制強化支援により、同国の園芸作物のバリューチェーンを構築し、農家の所得向上を目指すプロジェクト。

案件名： 水管理・営農指導改善プロジェクト

案件形体： 技術協力プロジェクト

実施国： ミャンマー

事業スケジュール： 2020年1月～2024年7月

案件概要： ミャンマーの稲作農家に対し、参加型水管理ガイドラインに基づいた水管理活動の実施、農業普及システムの改善、コメのバリューチェーンの改善、市場志向型の作物多様化の推進、および農家の経営管理能力の向上を行い、農業所得向上につながる灌漑農業の実施体制の強化を目指すプロジェクト。

## ② ガーナ共和国における保健及び農業分野の個別プロジェクト

ガーナ共和国においては、同国で実施する両セクターの案件の受益者、その中でも小規模農家を対象とする。小規模農家が抱える保健・医療の分野及び農業分野双方の金融ニーズ及び課題について受益者調査を通じ把握したうえで、受益者の課題解決に貢献する金融サービスの有無、両セクターの今後の案件形成の際に有益な金融包摂視点の整理を行う。

## （6）現地人材の活用

本研究では、現地における受益者の実態、ニーズの理解とそれに対応できる関係アクターの把握が重要であるため、国内の事情に詳しい現地人材の登用を推奨する。

## 5. 業務の内容

### （1）インセプションレポート作成・協議

調査の方針とフレームワーク、調査方法・内容及びスケジュールを検討し、この結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。同レポートの内容を機構に説明・協議し、了解を得る。

### （2）両セクターにおける金融包摂のEnablerとしての役割の整理

CGAP、The Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab（以下「J-PAL」）、JICA 能力強化研修「金融包摂と貧困削減」テキスト等を参照し、両分野に対するEnablerとしての金融包摂の役割・インパクトを整理する。

（3）現地調査対象地域・案件における金融包摂のEnablerとしての貢献領域、ロジック、方法につき暫定的に特定する。

現地調査対象となる地域・案件に関連する基礎情報収集・確認調査、案件概要、関連する金融包摂分野の案件情報や受益者調査の結果等を踏まえ、個別案件の受益者の現状や課題につき明示化されつつある部分および今後現地調査で明らかにしなければならない部分を整理する。また、金融包摂の視点を組み込むことで、案件の効果やその持続性が高まると予想される領域や 이슈、その方法につき暫定的に特定する。

### （4）現地調査内容・計画の立案。

（3）に基づき受益者の状況と課題、暫定的に特定された金融包摂の貢献領域、貢献ロジックの妥当性を検証するために、現地調査を設計し、実施計画を立案する。現地調査の計画においては、現地調査後のガイドラインの作成を見越し、調査の対象、内容、及び工程について、整理しておくこと。

#### (5) インテリムレポート提出と関係者協議

(1)～(4)の内容を整理し、インテリムレポートとして提出する。  
また、JICA社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室およびプロジェクト研究関連部署に対し、インテリムレポートを報告会する。同報告会の同議事録を作成の上現地調査の実施計画（受益者調査事項、関係者との面談等）に反映する。

#### (6) 現地調査の実施

現地調査は、対象国それぞれ5週間を想定している。現地調査には、JICA本部ジェンダー平等・貧困削減推進室が一部同行することを予定している。現地調査時には、現地事務所に対し調査結果を共有・議論する。

#### (7) 個別案件への金融包摂視点組み込みに関する提言

調査結果を踏まえ、両セクターの個別案件にどのように金融包摂視点を具体的に反映・組み込むことができるかにつき提言を作成する。関係者に対し提言内容を報告し、組み込みの可能性について議論する。

(8) 同様の現地調査・提案を継続的に実施するためのガイドラインの取りまとめ  
金融包摂の貢献領域とその方法の暫定的特定法、現地調査によるその妥当性の検証、具体的な金融包摂視点の組み込みの提言の作成過程を、関連するJICA事業にも反映できるように、案件計画段階の調査時に活用できるガイドライン（Enablerとしての金融包摂の概論、貢献領域・方法の暫定的特定方法、調査の計画手法、質問票の作り方、質問票の事例、調査実施方法、留意点等）を作成する。

#### (9) ファイナルレポートの作成・提出

ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。

#### (10) 内外への研究成果の発信

本プロジェクト研究の成果をJICA内外の関係者に対し発信することを目的とした公開セミナーにおいて、調査結果を発表する。

## 6. 成果品等

### (1) 研究報告書

研究業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

#### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後10日以内

部 数：和文 PDF及びword形式でそれぞれ1部

#### 2) インテリムレポート

記載事項：両セクターにおける金融包摂のEnablerとしての役割、個別案件におけるEnablerとしての仮説、現地調査計画、勉強会①議事録等

提出時期：2019年11月中旬を想定

部 数：和文 PDF及びword形式でそれぞれ1部

3) ファイナルレポート及び「金融包摂視点に係る調査ガイドライン」

記載事項：現地調査結果および提言内容。（別添として、面談録、ペルソナ等調査の過程で作成された資料等）

提出時期：2020年3月中旬を想定

部 数：和文 PDF及びword形式、簡易製本でそれぞれ1部、英文PDF1部

## 1. 業務工程

2019年10月初旬より業務を開始し、2019年11月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。2020年3月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

コンサルタントは、第2の「2. 業務の目的」及び「5. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して、プロポーザルで提案すること

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### (1) 業務量の目安

合計 約4.30M/M（現地：2.20人月、国内：2.10人月）

現地調査は2名×1回とし、1回の渡航で1か国5週間の滞在（移動含む）を想定している。

### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。金融包摂/農業、金融包摂/保健・医療のコンサルタントの号数はどちらが3号でも構わないが、3号の方が総括業務を兼ねること。

- 1) 金融包摂/農業（3号或いは4号）
- 2) 金融包摂/保健・医療（3号或いは4号）

## 3. 相手国の便宜供与

本研究はJICAの責任において実施するものであることから、調査対象国から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、現地JICA事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、特に相手国政府機関に関しては、現地JICA事務所が初回アポイントメントの取り付け協力を行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

## 4. 配布/貸与資料及び閲覧資料

- ・ [JICA 途上国での農業金融におけるFinTechの活用に関する調査](#) (2019) (リンク)
- ・ JICA能力強化研修「金融包摂と貧困削減」テキスト (2018) (本書と同時配布)
- ・ [CGAP Customer Insights on Smallholder Families](#) (リンク)
- ・ CGAP [Designing Digital Financial Services for Smallholder Families](#) (リンク)
- ・ CGAP [Digital Finance for Global Health Blog Series](#) (リンク)

## 5. 現地調査員の備上

本業務においては、複数国における現地調査の実施するものであり、効率的且つ効果的な調査実施のために現地調査員の備上を予定している。現地調査員の業務行程、内容についてはプロポーザルにおいて明示し、積算にあたっては、JICAが定める「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に基づき、一般業務費の項で積算すること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡を取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるようにすること。

### (2) 不正腐敗防止

本研究の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。